

年により違いがある。何れにせよ、県費奨学金制度の拡充は、今後本県の重要な課題である。

(3) 市町村等による育英奨学

市町村が条例等を制定して、これらの事業を行なったり、あるいは、民間の育英奨学団体が資金の交付によって助成するなどの育英奨学の事業も少なくない。第32表および第33表は、その現況である。

第32表 市町村等の奨学制度の現況

(39年度調査)

奨学金月額	拠出機関数		奨学生数	
	高校対象	大学対象	高校	大学
貸与	1,000円	20	-	153
	1,200	1	-	29
	1,500	13	-	178
	2,000	2	3(3)	98
	3,000	2	11(8)	-
	5,000	2	3(1)	3
	7,000	-	1(1)	-
	10,000	-	1(1)	1
給付	1,000	10	1(1)	113
	1,200	3	-	74
	1,500	2	-	40
	2,000	1	1(1)	4
計		56	21(16)	632
				135

(注) () の数字は団体数の重複分である。

第33表 市町村等で一時金として支給する団体数と奨学生数

一時金の額	拠出機関数		奨学生数	
	高校対象	大学対象	高校	大学
8,000円	1	-	4	-
10,000	1	1	20	7
15,000	1	-	-	-
計	3	1	24	7

本県の市町村で奨学制度実施団体は、市町村53団体、法人9、個人3、計65団体となっている。これら団体のうち高校生に対しては、月額1,500円が一番多く、次いで月額1,000円となっている。大学生に対しては、月額3,000円がもっとも多くなっている。給付では、一時金10,000円がもっと多くなっている。

(4) 経済的理由で進学が困難な者と育英奨学

上級学校に進学できる能力がありながら、経済的理由で進学できない者が、本県には多いとみられている。

いま、高等学校の進学に問題を限定した場合、中学校第3学年生徒のうち、全国学力調査の高得点順におよそ進学できるとすれば、本県では、平均45点（100点満点）以上の中学生の占める比率は、56.4%程度であり、中学校から全日制高等学校への昭和39年度現在の進学率は、56.2%